



## 公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成22年8月12日

長野県知事 村井 仁

### 1 講習の日時及び場所

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時までとします。

開催日	場 所			
	消火設備	避難設備・消火器	警報設備	甲種特類
10月19日 (火)	長野市 長野県庁議 会棟 講堂	長野市 長野県庁議 会棟 講堂		
10月20日 (水)	長野市 長野県庁議 会棟 講堂	長野市 長野県庁議 会棟 講堂		
10月21日 (木)	松本市 松本勤労者 福祉センター	松本市 松本勤労者 福祉センター		
10月22日 (金)	松本市 松本勤労者 福祉センター	松本市 松本勤労者 福祉センター		
10月26日 (火)			長野市 長野県庁議 会棟 講堂	
10月27日 (水)			長野市 長野県庁議 会棟 講堂	
10月28日 (木)			松本市 松本勤労者 福祉センター	松本市 松本勤労者 福祉センター
10月29日 (金)			松本市 松本勤労者 福祉センター	

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

### 2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士
甲種特類	特類の甲種消防設備士

### 3 講習科目

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を

定める件（平成16年消防庁告示第25号）に定めるとおりとします。

### 4 受講申込み

- 提出書類 消防設備士受講申請書、受講票
- 受付期間 平成22年8月16日（月）から平成22年9月10日（金）まで  
（土、日を除く。郵送による場合は、簡易書留としてください。）
- 受付時間 午前9時から午後4時
- 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁東庁舎 3階  
社団法人 長野県消防設備協会  
電話 026-234-3218

### 5 手数料

手数料（7,000円）は、「長野県収入証紙」により納付してください。

（申請書に貼って、消印をしないでください。）

### 6 その他

- 講習当日は、午前8時45分から9時までに「消防設備士免状」・「受講票」を持参し、会場受付に提出してください。
- 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理部消防課、最寄りの地方事務所地域政策課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。
- この申請書によって収集する個人情報は、消防設備士講習の実施及び消防設備士免状の写真書換期限のお知らせのために利用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には利用いたしません。

消 防 課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月12日

長野県知事 村井 仁

- 申請のあった年月日  
平成22年8月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会
- 代表者の氏名  
小林 彰
- 主たる事務所の所在地  
長野市大字稲葉字上千田沖103番1
- 定款に記載された目的  
本会は、障害者や高齢者等に対する相談支援に関する事業を行い、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室